

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「法人」という。）において、若手の教員にテニユア獲得のためのインセンティブを与えることにより、当該教員の教育研究に対する意欲を高め、かつ能力及び資質の向上を図り、もって和歌山大学における教育研究の高度化及び活性化に資することを目的として導入するテニユア・トラック制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「テニユア」 法人との雇用期限（任期）を付さずに、雇用する身分をいう。
- (2)「テニユア・トラック制度」 雇用期間の満了までにテニユア取得に係る審査（以下「テニユア資格審査」という。）を行い、テニユアを付与する（付与されなかった場合は雇用期間の満了をもって退職する）制度をいう。
- (3)「テニユア・トラック教員」 テニユア・トラック制度により雇用期間を付して雇用された教員をいう。
- (4)「テニユア・トラック期間」 テニユア・トラック教員として採用されてからテニユアを付与されるまでの期間（またはテニユアを付与されずに退職するまでの期間）をいう。
- (5)「メンター教員」 テニユア・トラック教員の教育研究活動、関係者等とのコミュニケーション、大学運営への参加等について積極的に支援し助言を行う教員をいう。

(実施体制)

第3条 テニユア・トラック制度の実施及び推進に関する企画運用は、法人教員組織運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行う。

2 運営委員会は、テニユア・トラック教員ごとに、関係部局と調整のもと2名以内のメンター教員を置く。

(テニユア・トラック制度の対象者)

第4条 テニユア・トラック制度の対象者は、准教授、講師及び助教の職位で採用される者のうち、運営委員会の議に基づき学長が決定した者とする。

(テニユア・トラック教員の任期)

第5条 テニユア・トラック教員の任期は5年とし、再任不可とする。

(テニユア・トラック制度の明示)

第6条 テニユア・トラック制度を適用する教員の公募及び採用に当たっては、本制度について明示するものとする。

(テニユア資格審査)

第7条 テニユア資格審査は、運営委員会が行うものとする。

2 テニユア資格審査は、テニユア・トラック期間の初日から起算して4年を経過した日から4年4ヶ月を経過する日までの4ヶ月間の期間内に実施するものとする。

3 テニユア付与の可否は、運営委員会によるテニユア資格審査の結果に基づき、学長が決定す

## テニユア・トラック制度に関する規程

る。

4 前項においてテニユアが付与された場合、テニユア・トラック期間の初日から起算して5年を経過した日に、テニユアへ移行させる。

5 テニユア資格審査の結果は、速やかに当該テニユア・トラック教員へ通知するものとする。

6 第3項においてテニユアが付与されなかった場合、当該テニユア・トラック教員は、学長に対して、別に定めるところにより不服申立てを行うことができる。

(テニユア移行時の職位)

第8条 テニユア移行時は、上位の職に昇任させることができる。

(テニユア・トラック制度の特例)

第9条 テニユア・トラック期間内で、学長が顕著に優秀な業績をおさめたと認めるテニユア・トラック教員については、第7条第2項の規程にかかわらずテニユア資格審査を実施し、テニユアへ移行させることができる。

2 前項の場合において、テニユアへの移行日及び職位は、運営委員会の議に基づき学長が決定するものとし、第7条第4項の規定にかかわらず移行日の前日をもってテニユア・トラック教員の任期が終了するものとする。

(給与)

第10条 テニユア・トラック教員及びテニユアに移行した教員の給与は、年俸制とし、法人教職員年俸制給与規程の定めるところによる。

(退職手当の不支給)

第11条 テニユア・トラック教員には、本規程の適用を受ける期間に係る退職手当は支給しない。

(就業規則の適用)

第12条 テニユア・トラック教員の雇用について、この規程に定めのない事項は、法人教職員就業規則を適用する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、テニユア・トラック制度に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則 (平成30年 1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2018号)

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 元年 5月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2165号)

この規程は、令和 元年 5月15日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2341号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。